明日香村空き家等活用バンク仲介補助金交付要綱

平成 21 年 6 月 1 日制定
平成 23 年 4 月 1 日改正
平成 30 年 3 月 1 日改正
令和 2 年 10 月 1 日改正
令和 8 年 4 月 1 日改正

（趣旨）

第１条　この要綱は、「明日香村空き家等活用バンク制度要綱（平成２１年４月制定)」（以下「バンク制度要綱」という。）に基づき空き家等の情報を提供した後に、バンク制度要綱第４条に規定する空き家等登録者（以下「空き家等登録者」という。）がバンク制度要綱第９条に規定する利用登録者（以下「利用登録者」という。）と売買または貸借の交渉等を円滑に進めるため、宅地建物取引業者に依頼して仲介業務等を実施した場合に、その経費の全部または一部を補助するにあたり、明日香村補助金交付規則（令和８年４月１明日香村規則第２号）及び明日香村歴史的風土創造的活用交付金対象事業に係る補助金交付要綱．に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）仲介業務　バンク制度要綱第２条第４号に規定する空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）に登録された空き家等の売買または貸借に関して、空き家等登録者もしくは利用登録者からの依頼を受けて行う宅地建物取引業法等の関係法令等に基づく代理又は媒介業務をいう。

（２）仲介補助金　空き家バンクに基づく空き家等の売買または貸借の際に、宅地建物取引業者に仲介を依頼して行った場合の仲介業務に係る経費の全部または一部について、交付する補助金をいう。

（３）宅地建物取引業者　宅地建物取引業法等の関係法令等に基づく宅地建物取引業免許を取得している事業者をいう。

（補助対象者）

第３条　仲介補助金の申請者は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

（１）空き家バンクに基づく空き家等登録者または利用登録者

（２）空き家等の仲介業務を宅地建物取引業者に依頼する者

（３）申請日の属する年度の前年度において、村税等を滞納していない者

（補助金の額）

第４条　前条に定める申請者に対する仲介補助金の額は、実際にかかった仲介業務に係る経費のうち、申請者の一方につき１物件あたり貸借においては５万円以内、売買においては１５万円以内とし、この金額を超える部分は申請者の負担とする。

（交付の申請）

第５条　仲介補助金交付の申請は、仲介業務の完了後速やかに明日香村空き家等活用バンク仲介補

助金交付申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

（１）宅地建物取引に係る代理又は媒介等に係る契約書等の写し

（２）納付すべき全ての税について、未納がないことを確認できる納税証明書（申請日の属する年度の前年度分）

（３）その他村長が必要と認める書類

（交付決定通知）

第６条　村長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し適正であると認めた場合には、明日香村空き家等活用バンク仲介補助金交付決定通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

（交付の請求）

第７条　前条の規定による通知を受けた申請者は、空き家等に係る売買または貸借の契約締結に至り、仲介業務が完了した場合は速やかに明日香村空き家等活用バンク仲介補助金交付請求書（様式第３号）に次の各号に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

（１）仲介業者に支払った仲介経費の領収書の写し

（２）その他村長が必要と認める書類

（額の確定及び支払い等）

第８条　村長は、前条に規定する請求があったときは、その内容について適正であると認めた場合には、速やかに申請者が指定する口座に仲介補助金を振り込むものとする。

（交付の取消し）

第９条　村長は、前条の規定により仲介補助金の交付を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、仲介補助金の交付を取り消すことができる。

（１）　虚偽の申請又は不正の行為により、仲介補助金の交付を受けたとき。

（２）　補助対象者の責に帰する事由により、契約を解除されたとき。

（３）　交付決定の内容又はこの要綱に違反したとき。

（４）　その他村長が不適当と認めるとき。

（補助金の返還命令）

第１０条　村長は、前条の規定に基づき仲介補助金の交付を取り消したときは、申請者に対し、明日香村空き家等活用バンク仲介補助金返還命令書（様式第４号）により、仲介補助金の返還を命じることができる。

２　仲介補助金の交付を受けた申請者は、前項の規定により返還を命じられたときは、直ちに仲介補助金を返還しなければならない。

（報告及び調査）

第１１条　村長は、仲介補助金の交付に関し必要があると認めるときは、申請者に対して報告を求め又は調査することができる。

（委任）

第１２条　この要綱の施行について必要な事項は、村長が定める。

附　則

この要綱は、平成２１年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年３月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

様式第１号(第５条関係)

明日香村空き家等活用バンク仲介補助金交付申請書

年　　月　　日

明 日 香 村 長　　殿

申請者　住　所

氏　名

電話番号

明日香村空き家等活用バンク仲介補助金の交付について、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

登録番号		物件の所在地	明日香村大字
契　約　の　区　分		売　買　　・　　貸　借	
申　請　者　の　区　分		売主または貸主　　・　　買主または借主	
仲介依頼宅建業者	名　　称		
	代表者職氏名		
	所　在　地		
	連絡先電話番号		
	免許記号番号等		
仲介依頼（契約等）年月日		年　　月　　日	
仲介業務に係る経費		金、　　円	
添　付　書　類		（１）宅地建物取引に係る代理又は媒介等に係る契約書等の写し （２）納付すべき全ての税について、未納がないことを確認できる納税証明書（申請日の属する年度の前年度分） （３）その他村長が必要と認める書類	

様式第２号(第６条関係)

第　　号
年　　月　　日

様

明日香村長　　㊞

明日香村空き家等活用バンク仲介補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のありました明日香村空き家等活用バンク仲介補助金について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

登録番号		物件の所在地	明日香村大字
契　約　の　区　分		売　買　　・　　貸　借	
申　請　者　の　区　分		売主または貸主　　・　　買主または借主	
仲介補助金交付額		金、　　円	

様式第３号(第７条関係)

明日香村空き家等活用バンク仲介補助金交付請求書

年　　月　　日

明 日 香 村 長　殿

請求者　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

明日香村空き家等活用バンク仲介補助金の交付を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

登録番号		物件の所在地	明日香村大字
契　約　の　区　分	売　買　・　貸　借		
請　求　者　の　区　分	売主または貸主　・　買主または借主		
仲介補助金交付請求額	金、　　円		
振 込 先 口 座 ※この振込口座は申請者本人の銀行口座とします。	金融機関名＿＿＿＿＿＿＿＿ 支　　店＿＿＿＿＿＿＿＿ 種　　別　普通（総合）　・　当座 口座番号＿＿＿＿＿＿＿＿ (ふりがな) 口座名義＿＿＿＿＿＿＿＿		
添　付　書　類	(１)仲介業者に支払った仲介経費の領収書の写し (２)その他村長が必要と認める書類		

様式第４号(第１０条関係)

第　　号
年　　月　　日

様

明日香村長　　㊞

明日香村空き家等活用バンク仲介補助金返還命令書

年　　月　　日付けの仲介補助金交付申請を受けて交付した明日香村空き家等活用バンク仲介補助金について、下記のとおり返還を命じます。

記

仲介補助金交付申請日	年　　月　　日
仲介補助金交付決定日	年　　月　　日
既交付金額	金、　　円
返還金額	金、　　円
返還期限	年　　月　　日
返還理由	
返還方法	